

平 塚 市 建 物 工 事 仕 様 書

令和7年度

平塚市

平塚市環境方針

私たちはかけがえのない恵み豊かな環境を保全し、新たに良好な環境を創造しながら、これを将来の世代に引き継ぐ責務を担っています。

平塚市環境基本条例の理念に沿って「環境共生都市」の実現を目指す平塚市は、市民、事業者、行政が協働しながらそれぞれの責務を果たし、自然と人が共生した新たな地域社会の構築を進めます。

そのため、行政の先導的役割の重要性を深く受け止め、自らの事業活動に伴う環境負荷の低減と、汚染の予防に努めるとともに、環境の保全と創造に取り組みます。

〈行動指針〉

1. 環境に配慮した施策の推進

事業活動が環境に及ぼす影響を認識し、施策の策定、実施に当たっては、環境に配慮します。

2. 地球温暖化対策の推進

市域及び本市の事務事業から排出される温室効果ガスの排出抑制等を図るため、都市の低炭素化に向けた施策、事務事業の省エネルギー対策を推進します。

3. 廃棄物の削減

庁舎等から排出される廃棄物等の発生抑制・再使用・再資源化を推進し、「ごみゼロ」を目指します。

4. 職員の教育、訓練

主体的に環境活動に取り組むため、その基礎となる環境保全に関する教育や訓練を積極的に行い、必要な知識及び高い行動意欲を身につけます。

5. 継続的な改善

計画的に環境監査、システムの見直しを行い、環境マネジメントシステムを継続的に改善します。

6. 環境情報の発信

環境の保全と創造に関する活動を適切に進行管理し、その成果を公表します。さらに、市民、事業者による環境への取組が推進されるよう、環境情報を発信します。

平成24年4月1日

平塚市長

落合克宏

平塚市環境方針に伴う特記仕様書

1 低騒音、低振動、排出ガス対策型機械の採用

- ①バックホウ ②トラクターショベル ③ブルドーザー ④発動発電機（可搬式）
⑤空気圧縮機（可搬式） ⑥油圧ユニット ⑦ローラー ⑧ホイールクレーン

上記の8機種については、低騒音、排出ガス対策型作業機械を使用すること。該当する工種に関しては、「施工計画書」にて当該機械の確認を行い現場での使用状況写真を工事写真に加えることとする。上記8機種以外の機械についても更新またはリース契約の際には、環境に配慮した機械の選定に努めること。

2 熱帯材の使用の削減

コンクリート型枠用合板については、間伐材を活用した合板の利用に努めることとし、また、その転用回数の増加を図ること。

3 産業廃棄物の処理

- ①産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」等に関連する規定に定める方法により処分すること。また、アスファルトコンクリート塊、セメントコンクリート塊及びその他、路盤材については、産業廃棄物としての取り扱いに加え、神奈川県「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に準じた手続きも行うこと。なお、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、県知事等の許可を得た産業廃棄物処理業者に処理を行わせ、その「業の許可証」（写し）及び「廃棄物処理委託契約書」（写し）を提出すること。
- ②完了時においては、建設副産物情報交換システム（コブリス）内にて、入力データ（各計画書・各実施書）及び「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を印刷し、提出すること。あわせて「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」（原本）を提示すること。なお、電子マニフェストを使用して確認する場合は、電子情報処理組織（JWNET）が検収・発行するCD-ROMデータまたは、「マニフェスト情報登録証明」付き帳票（受渡確認票）のPDFデータを提出すること。また、廃棄物毎の積み込み及び処分場（最初の処理場）への搬入状況写真を工事書類の電子データに加えること。
- ③現場においては、法令等に基づき、再生資源利用（促進）計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げること。

4 産業廃棄物処理業者

各自治体の産業廃棄物処理業者名簿で確認を行うこと。

5 建設廃材処理工事指定工場

神奈川県「コンクリート塊等処理指定工場登録名簿」で確認を行うこと。

6 グリーン購入法

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）に該当する資材については積極的に取り入れること。

7 その他

詳細については監督員と協議のこと。

平 塚 市 建 物 工 事 仕 様 書

目 次

1 章	共通事項	
1 節	一般事項	6
2 節	工事車両	6
3 節	場内管理	6
4 節	現場事務所	7
5 節	現場員の配置人数	8
6 節	火気の取扱い	8
7 節	工事実績情報システム（コリンズ）	8
8 節	工事写真	9
9 節	石綿含有建材の除去工事	9
1 0 節	産業廃棄物の処分	9
1 1 節	竣工図作成要領	9
1 2 節	図面データ作成要領	1 0
1 3 節	工事書類の電子データ作成要領	1 1
1 4 節	提出書類	1 1
2 章	建築	
1 節	総則	1 4
2 節	一般共通事項	1 4
3 節	仮設工事	1 8
4 節	土工事	1 8
5 節	杭地業工事	1 9
6 節	鉄筋コンクリート工事	1 9
7 節	鉄骨工事	2 0
8 節	コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	2 1
9 節	防水工事	2 1
1 0 節	タイル及び石工事	2 1
1 1 節	木工事	2 2
1 2 節	屋根及びとい工事、金属工事	2 2
1 3 節	左官工事	2 3
1 4 節	建具工事	2 4
1 5 節	ガラス工事	2 4
1 6 節	塗装工事	2 5
1 7 節	内装工事	2 6
1 8 節	雑工事	2 7
3 章	電気設備	
1 節	総則	2 8

2節	一般共通事項	28
3節	施工共通事項	30
4節	動力警報工事	30
5節	電灯コンセント工事	30
6節	電話工事	31
7節	インターホン工事	31
8節	テレビ工事	31
9節	放送工事	31
10節	自動火災報知設備工事	31
4章	機械設備	
1節	総則	32
2節	一般共通事項	32
3節	施工共通事項	34
4節	給水工事	35
5節	排水通気工事	35
6節	屋内消火栓工事	36
7節	プロパンガス工事	36
8節	衛生器具工事	36
9節	空気調和機工事	36
10節	換気設備工事	37
11節	小荷物専用昇降機工事	38
12節	避難器具工事	38
13節	厨房器具工事	38
5章	地質調査	
1節	総則	39
2節	一般共通事項	40
3節	標準貫入試験	41
4節	乱さない試料の採取	41
5節	土質試験	42
6節	成果品	44
6章	解体工事	
1節	総則	45
2節	工事	45
7章	テレビ電波障害調査	
1節	総則	47
2節	調査	47
3節	報告書	47
附 則		49

1 章 共通事項

1 節 一般事項

1. 1. 1 適用 本章の規定は、2 章以降に規定する全ての工事及び委託業務に適用する。
1. 1. 2 用語の定義 本章において「監督員」とは、平塚市工事監督及び検査規程（平成 2 5 年訓令第 1 4 号）第 2 条第 4 項に規定する監督員をいう。
1. 1. 3 安全管理 工事期間中は、付近住民、児童、生徒等第三者の安全を最優先とすること。また、現場内での作業事故及び工事用車両による事故を起さないように努めること。
1. 1. 4 作業時間 工事の作業可能時間は、夏期（4 月～1 0 月）においては、8：0 0 から 1 8：3 0 まですで冬期（1 1 月～3 月）においては、8：0 0 から 1 7：0 0 までとする。これ以外の作業時間に作業する場合は必ず監督員の承諾を受けること。
1. 1. 5 工事依頼 工事着工に先立ち、監督員の指示する範囲で近隣を訪問し、工事への協力を依頼すること。
1. 1. 6 緊急事態 現場に異常又は緊急事態が発生した場合は、速やかに適切な処置を取り、監督員に報告すること。

2 節 工事車両

1. 2. 1 安全運転 工事車両については安全運転に努めること。スクールゾーンを走行する場合は特に注意すること。
1. 2. 2 登校時間 登校時間帯（7：3 0～8：3 0）のスクールゾーン区域内における大型車両の通行については必ず監督員と協議すること。
1. 2. 3 安全確保 工事車両の通行については、安全確保に万全を尽くすこと。
1. 2. 4 車両表示 監督員の指示がある場合、工事車両の運転席に工事名、会社名及び責任者名を表示すること。

3 節 場内管理

1. 3. 1 道路維持 道路等を汚した場合又は破損した場合は速やかに清掃し、復旧をすること。

1. 3. 2 周 辺 整 理 仮囲いの外に機械器具、材料等、一切の物を置いてはならない。
1. 3. 3 整 理 整 頓 現場内は常に清掃し、整理整頓をすること。
1. 3. 4 分 別 収 集 現場内には従業員が使用するための屑かごを適宜設置し分別収集をすること。
1. 3. 5 標 識 板 の 設 置 工事用の標示板、案内板、お願い板、制限速度表示板等について、設置計画図等を提出のうえ監督員の承諾を得て速やかに設置すること。
1. 3. 6 標 示 板 工事標示板は、国土交通省推奨型（1,100×1,400 自立式鉄枠付）を標準とする。
1. 3. 7 散 水 乾燥時等、ほこりの発生が見込まれるときは、現場内及び進入路付近の路面に散水すること。ただし、凍結の恐れのある場合はこの限りでない。
1. 3. 8 電 気 及 び 水 道 既存施設の電気及び水道は、原則として使用禁止とする。ただし設計図書において指示した場合はこの限りでない。
1. 3. 9 施 錠 現場責任者が現場を退出するときには、残存従業員の確認、火気の確認、各事務所及び現場進入路の施錠の確認等を行うこと。
1. 3. 10 仮 囲 い 仮囲いの仕様は、別に定めがない場合に限り、ガードフェンス（H1,800）単管支柱（控え付き）とする。

4節 現場事務所

1. 4. 1 工事関係書類 現場事務所（受注者の工事管理事務所をいう。以下同じ。）には、各設計図書、原図類、施工図、施工計画書、各データ綴り及びその他工事関係書類を常に整備をしておくこと。
1. 4. 2 整 理 整 頓 現場事務所内は常に清掃し、整理整頓をすること。
1. 4. 3 配 置 計 画 現場事務所等は、周辺の状況に配慮した配置計画をすること。
1. 4. 4 備 品 計 画 現場事務所には、通常事務に支障を生じないよう、OA機器等必要な備品を備えること。

5節 現場員の配置人数

1. 5. 1 人員については、工事内容及び状況により、適切な人員配置を行うこと。
- 人 員 配 置

6節 火気の手扱い

1. 6. 1 作業で火気を使用する場合は、事前に監督員に報告すること。
- 火 気 の 使 用
1. 6. 2 火気の使用、溶接、圧接等の作業の際は、周囲の可燃物の除去又は養生した上で作業にあたること。
- 火 気 の 作 業
1. 6. 3 作業で火気を使用する場合は、付近に必ず消火器を設置すること。
- 消 火 設 備
1. 6. 4 暖房機器の使用については、周辺に可燃物を置かないなど防火上の十分な配慮をすること。また、従業員又は監督員が在室している時に限り使用すること。短時間でも場を離れる時には必ず停止させること。
- 暖 房 設 備
1. 6. 5 現場事務所及び監督員事務所内については、原則禁煙とすること。なお、喫煙所の設置については必ず監督員と協議すること。
- 喫 煙 所
1. 6. 6 現場内での焼却行為及び焚火は禁止する。
- 焼 却 行 為

7節 工事实績情報システム（コリンズ）

1. 7. 1 (a) コリンズの登録は請負金額500万円以上の工事（修繕を含む）について、受注、変更、竣工の登録をすること。
- 登 録
- (b) 登録には(一財)日本建設情報総合センターの様式を使用する。
1. 7. 2 (a) 手続きは、次のとおりとする。
- 手 続 き
- 工事受注時：契約後10日以内
- 登録内容変更時：変更契約締結後10日以内
- 工事完成時：工事完成後10日以内
- (b) 登録後すみやかに「登録内容確認書」の写しを提出する。

8節 工事写真

1. 8. 1 工事写真 (a) 工事写真は、別に定める「電子納品運用ガイドライン(工事編)」巻末資料3に基づいて撮影し、監督員に提出しなければならない。
- (b) 日本産業規格（以下、JISという。）及び日本農林規格（以下、JASという。）の製品については、原則としてマークをいれて撮影しなければならない。

9節 石綿含有建材の除去工事

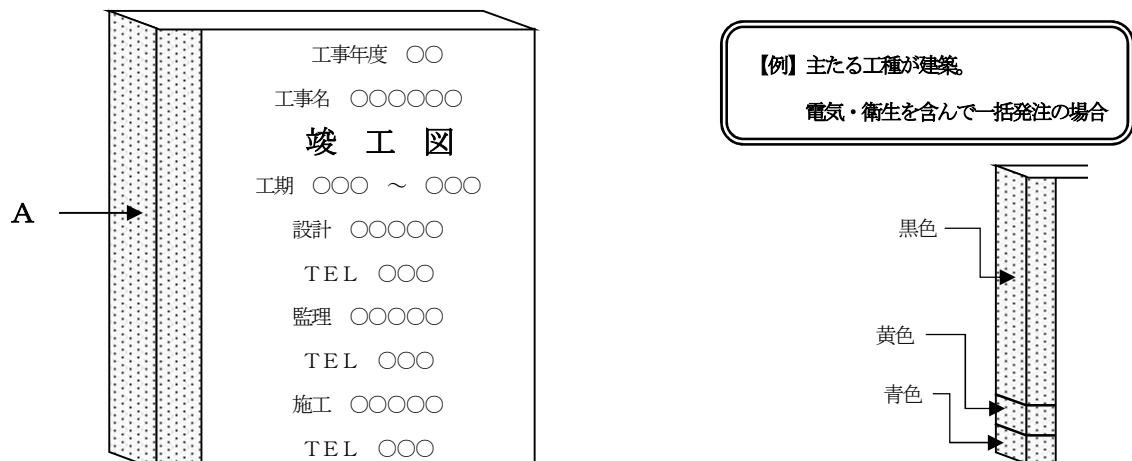
1. 9. 1 調査・施工等 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築改修工事標準仕様書（建築工事編）9章 環境配慮改修工事 1節 石綿含有建材の除去工事のほか、「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について」（令和2年環水大大発第2011301号）に則り、調査・施工等を行うこと。

10節 産業廃棄物の処分

1. 10. 1 産業廃棄物の処分 (a) 産業廃棄物は、極力少量となる様努力するとともに、特に監督員の指示のない限りすべて分別し場外に搬出し、処分しなければならない。この場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」により適切に処分を行うこと。
- (b) 処分場搬入時の写真（搬入車両と処分場の特定できるもの）を工事書類の電子データに加えること。
- (c) 特記なきは6章 解体工事による。

11節 竣工図作成要領

1. 11. 1 竣工図 (a) 竣工図の表紙には、次図のような必要事項を記入する。ただし、監督員の指示がある場合にはこれに従う。また、文字の色は黒色とする。
- (b) 製本テープは次のとおりの色分けを行う。（背止めテープ色）
- 建築 ⇒ 黒色 衛生 ⇒ 青色
電気 ⇒ 黄色 空調 ⇒ 青色
- (c) A矢視面に記入できるもののみ工事年度及び工事名を記入する。



12節 図面データ作成要領

1. 12. 1 提出物及び数量 提出物及び数量は次のとおりとする。
- (1) 図面データ 2組
媒体はCD等データの容量に適したものとし、工事名及び管理番号を記入したラベルを貼り付け、保存用ケースに収めたもの。
- (2) 図面データ検索表（図面台帳） 1組
1. 12. 2 図面データの作成 図面データの作成は次のとおりとする。
- (1) 図面検索データをエクセル形式で作成し、次の事項を記入する。
- (イ) 施設名称
(ロ) 工種（意匠・構造・電気・衛生・空調等）
(ハ) 工事名
(ニ) 図面名
(ホ) 図面番号
(ヘ) 管理番号
(ト) 元号
(チ) 年度
- (2) エクセルデータ入力書式は（イ）施設名称～（ニ）図面名までは全角漢字モードとし、以降は半角数字で入力するものとする。
- (3) 図面検索データのファイル名は「（ト）元号（チ）年度※（ハ）工事名」とする。
例「R5〇〇工事（建築）」※継続年度の場合は最終年度を記入
- (4) 作成した図面データ及び図面検索データを同一フォルダに格納し、フォルダ名を「（ト）元号（チ）年度（ハ）工事名」とする。
- (5) 格納した図面検索データの（ホ）図面番号と図面データをハイパーリンクで関連付けする。
1. 12. 3 図面データの作成仕様 図面データの作成仕様は次のとおりとする。
- (1) 監督員と協議し、スキャンニングするものは施工図とする。（施工図に図面番号を付けること）
- (2) 読み取り解像度は400dpiとする。
- (3) 読み取りサイズは原寸大サイズとする。
- (4) イメージファイルのデータ形式はシングルTIFFとする。
- (5) スキャンニング入力後全てのイメージデータと原図を照合し画質確認を行う。
- (6) 図面データのファイル名は図面番号とする
- (7) 検査終了後、検索データ一覧表の印刷を行う。
1. 12. 4 その他 この基準に定めが無い事項については、監督員と協議し処理をすること。

13節 工事書類の電子データ作成要領

1. 13. 1 電子データ (a) 電子納品とする成果品は、原則として次の書類を格納すること。なお、詳細については事前協議（電子納品用協議チェックシート（工事用））のうえ決定する。
- ・工事写真 ・材料メーカー届 ・官公署等申請書類 ・納入仕様書
 - ・特殊材料のカタログ等 ・冷媒漏えい点検・整備記録簿
 - ・各種計算書（構造計算書含む）・その他電子納品する書類
- (b) 電子納品とする成果品は、次の優先順位に従い作成すること。ただし、別に指示のある場合はこの限りでない。
- (1) 電子納品運用ガイドライン【工事編】（契約検査課）
 - (2) 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン
(国土交通省大臣官房官庁営繕部)

14節 提出書類

1. 14. 1 適用 本市が発注する工事については、次の書類等を提出する。ただし提出書類の内容は監督員の指示による。

書類名等	提出先	部数	様 式
現場代理人等設置通知書、現場代理人兼任通知書	工事主管課 供覧後契約検査課へ	2	契約検査課
工事工程表（当初）	工事主管課 供覧後契約検査課へ	2	契約検査課
材料メーカー届	工事主管課	2	契約検査課
実施工程表	工事主管課	1	任 意
工事履行報告書	工事主管課	1	任 意
総合施工計画書	工事主管課	1	任 意
仮設計画書	工事主管課	1	任 意
工種別施工計画書	工事主管課	1	任 意
勤労者退職金共済証紙購入状況報告書 （建設業）	契約検査課	1	契約検査課
工事实績情報の写し（コリンズ）	工事主管課	1	（一財）日本建設情報総合センター
協議チェックシート（工事用）	工事主管課	1	契約検査課
週休2日制確保モデル工事実施同意（不同意）届	契約検査課	1	契約検査課
現場閉所（現場休息）実績報告書	工事主管課	2	契約検査課
現場閉所（現場休息）履行報告書	工事主管課	2	契約検査課

週休2日制確保モデル工事に関するアンケート調査票	工事主管課	1	契約検査課
各施工図	工事主管課	2	任 意
総合図	工事主管課	2	任 意
施工体制台帳の写し	工事主管課	1	任 意 (契約検査課参考有)
施工体系図			
溶接資格者証明	工事主管課	1	任 意
圧接資格者証明	工事主管課	1	任 意
コンクリート配合計画書	工事主管課	1	任 意
コンクリート打設計画及び実施表	工事主管課	1	任 意
杭打ち計画書	工事主管課	1	任 意
杭打ち結果報告書	工事主管課	1	任 意
土砂搬入・搬出(変更) 申込書	指定処分場	1	神奈川県
発生土 処理計画書	工事主管課	1	任 意
発生土 処理報告書	工事主管課	1	任 意
コンクリート塊等搬入完了報告書	工事主管課	1	神奈川県準用様式 (平塚市 契約検査課)
建設リサイクル資材利用報告書	工事主管課	1	神奈川県準用様式 (平塚市 契約検査課)
産業廃棄物・建設副産物処理計画書	工事主管課	1	任 意
産業廃棄物・建設副産物処理報告書	工事主管課	1	任 意
建設副産物情報交換システム（コブリス） ・入力データ（各計画書・各実施書） ・建設副産物情報交換システム工事登録証明書	報告書内に閉じ込む		コブリス
鋼材証明書（ミルシート）	工事主管課	1	任 意
材料検査（確認）書	工事主管課	1	契約検査課
安全管理記録	工事主管課	1	任 意
工事打合せ簿	工事主管課	1	契約検査課
検査結果報告書	工事主管課	1	任 意
工事書類電子データ（工事写真他）	工事主管課	3	電子納品運用 ガイドライン
諸試験結果報告書	工事主管課	1	任 意

材料使用量確認報告書	工事主管課	1	任 意
各保証書	工事主管課	3	任 意
竣工写真	工事主管課	2	個別指示による
性能等証明書	工事主管課	1	任 意
電子媒体納品書	工事主管課	1	契約検査課
工事完成通知書	工事主管課	1	契約検査課
創意工夫・社会性等に関する実施状況 ※注記	工事主管課	1	契約検査課
製品安全データシート（SDS）	工事主管課	1	任 意
家屋調査報告書（事前調査）（事後調査）	工事主管課	各2	任 意
解体等工事に係る事前調査説明書面	工事主管課	1	任 意
特定粉じん排出等作業計画書	工事主管課	1	任 意
特定粉じん排出等作業完了報告書	工事主管課	1	任 意
各報告書	工事主管課	1	任 意
竣工図	工事主管課	3	
図面データ（施工図）	工事主管課	2	
工事目的物引渡し書	工事主管課	1	契約検査課
引き渡し授受書	施設管理担当者	2	任 意
長期休暇等現場管理報告書	工事主管課	1	任 意 (工事主管課参考有)
納入仕様書	工事主管課	1	任 意
官公署等申請書	各申請書による	—	各官公署等書式
再資源化等報告書	工事主管課	1	契約検査課
事前確認書（フロン排出法第42条関連）	工事主管課	1	日本冷媒・環境 保全機構
フロン回収行程管理票	工事主管課	1	JRECO
フロン取扱関連証明書	工事主管課	1	フロン回収 推進協議会
冷媒漏洩点検・整備記録簿	工事主管課	1	任 意

※注記

創意工夫、品質関係、安全衛生関係、施工管理関係等について「創意工夫に関する実施状況(営繕工事用)」、社会性等について「社会性等に関する実施状況(営繕工事用)」を「平塚市工事成績評定要領」に基づき提出できるものとする。

2章 建 築

1節 総 則

2. 1. 1 適用 本章の規定は、本市が発注する建築工事に適用する。

2. 1. 2 一般仕様 本章に規定する以外の仕様は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（以下「営繕建築仕様」という。）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（以下「営繕改修仕様」という。）によるものとする。ただし、本章中、営繕建築仕様又は営繕改修仕様に定めのない項目については、日本建築学会建築工事標準仕様書（JASS）によるものとする。なお、公共住宅建設工事（新築時に限る。）については、公共住宅建設工事共通仕様書（以下「公住建築仕様」という。）によるものとする。

2. 1. 3 仕様書 特殊な建築で別に仕様書を定めたときは、その仕様を優先する。

2. 1. 4 優先順位 仕様書及び関係図書等の優先順位は、特に定めのない限り次表のとおりとする。ただし、公共住宅建設工事（新築時に限る。）については1、2、5、3、4の順序とする。

順位	仕 様 等
1	設計図、条件明示書等、質問回答書、設計図書補足事項
2	平塚市建物工事仕様書
3	営繕建築仕様、営繕改修仕様
4	日本建築学会建築工事標準仕様書（JASS）・同解説
5	公住建築仕様及び同解説

2節 一般共通事項

2. 2. 1 監督員の権限 設計図書の指示事項及び記載事項に基づいて現場代理人に行う指示、承諾及び検査は、すべて監督員の権限において行うものとする。

2. 2. 2 疑義が生じた場合の処理 設計図書の内容に疑義が生じた場合等については、平塚市工事請負契約約款の定めにより、監督員と協議等を行うものとする。

2. 2. 3 軽微な変更 軽微な変更については、監督員と協議を行うものとする。なお、軽微な変更に係る請負金額の増減については、監督員と協議したうえで、行わないことができる。

2. 2. 4 材料メーカー届の提出 施工に先立ち材料メーカー届を提出し、監督員の承諾を受けなければならない。
2. 2. 5 総合図の作成 総合図は、受注者が主体となって建築、設備、その他関連する業者と相互調整を行い、各工事に含まれる部品、器具の類を同一平面図、展開図、天井伏図等に網羅記入したものである。総合図の作成については、特記による。
2. 2. 6 施工体制台帳の提出 下請契約を締結した場合は、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、遅滞なく提出しなければならない。
2. 2. 7 材料等の承諾願 使用する材料が、規格等（「営繕建築仕様」で規定している規格（JIS、JAS等）、（一社）公共建築協会編集・発行「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿」に登載されている材料、公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅建設工事共通仕様書（最新版）別冊 部品及び機器の品質・性能基準」を満たす機材（（一財）ベターリビングのBL部品等）など）で品質・性能保証されている場合は、その規格等の種類・番号を「材料メーカー届」に記載し、規格等が確認できる資料（カタログの写し等）を監督員に提出する。それ以外の材料については、設計仕様に適合することが確認できる資料を監督員に提出する。
2. 2. 8 材料試験等 (a) 材料試験の成績表は、直ちに監督員に提出し、その承諾を受けなければならない。
(b) 材料の試験に要する費用は、受注者の負担とする。
2. 2. 9 敷地境界線 G.L.等の決定 敷地の境界の確認並びに建物の配置、とおり芯及びG.L.等の決定は、必ず監督員立会いのうえで行わなければならない。
2. 2. 10 施工中の工程の検査 (a) 各工事は、あらかじめ監督員が指定した工程に達したときは、監督員の検査を受け、合格の承諾を得た後に次の工程に進まなければならない。
(b) 前項の検査が不可能又は困難な工事は、監督員の立会いのもとに施工しなければならない。
2. 2. 11 工事現場 (a) 工事現場の管理は、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」、「労働基準法（昭和22年法律第49号）」、「労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）」、「消防法（昭和23年法律第186号）」、「電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号）」及びその他関係法規に従い遺漏のないように行わなければならない。
(b) 工事現場への作業員及びその他の者の出入りの監督、風紀衛生の取締り並びに火災、盗難、風水害等の事故防止について十分に注意しなければならない。
(c) 災害、公害等が発生した場合は、速やかに適切な処置を取り、その経緯を監督員に報告しなければならない。

(d) 工事に関して、第三者からの説明の要求又は苦情があった場合は直ちに誠意を持って対応し、その経緯を監督員に報告しなければならない。

2. 2. 1 2 養生 (a) 工事建物の工種ごとに必要な養生をし、監督員が必要と認めた場合は、隣接建物、敷地周辺の道路その他の工作物に対して損傷を生じないよう適当な養生を施さなければならない。

(b) 工事中に隣接建物、敷地周辺の道路その他の工作物に損傷を与えた場合は、受注者の負担をもって速やかに原形に復さなければならない。

2. 2. 1 3 発生物件の処理 特殊発生物件、根切り工事に伴う予想外の重大な障害物件又は重要物件等が発見されたときは、その部分の記録写真を撮影するとともに直ちに監督員に報告し、その指示に従って工事の進捗を図らなければならない。

2. 2. 1 4 提出書類 (a) 工事完成後の提出書類等の書式及び内容は、次表の定めるところによる。ただし監督員の指示がある場合はこの限りでない。

No.	提出書類等名称	提出部数	摘 要
1	竣工図書	1 部	
2	竣工図	3 部	原図（原寸）版×1部、縮小版×2部 施工図・総合図は縮小版に含める。 1章11節 竣工図作成要領による。
3	竣工写真	2 部	外部3方向以上、内部各室2方向以上 2 L版をアルバムに入れる。
4	図面データ	2 部	図面データの1部は竣工図書に綴る。 1章12節 図面データ作成要領による。
5	工事書類電子データ（工事写真他）	3 部	工事書類電子データの1部は竣工図書に綴る。
6	建築物等の利用に関する説明書	2 部	説明書の1部は竣工図書に綴る。
7	予備品	1 式	機器予備品及び監督員が指示するもの。

(b) 竣工図書に綴じ込む内容は、次表の定めるところによる。
ただし、監督員の指示がある場合はこの限りでない。

No.	提出書類等名称	提出部数	摘 要
1	引き渡し授受書	2 部	1 部返却。
2	鍵リスト	1 部	鍵は名称プレートを付け引渡しのこと。
3	各機器保証書	1 部	保証期間1年以下は不要。
4	保守管理注意書	1 部	緊急連絡先リスト含む。
5	各機器取扱い説明書	1 部	
6	各種試験結果報告書	1 部	（写し）、官公署等申請書含む。

7	各機器予備品リスト	1 部	
8	各機器完成図	1 部	
9	図面データ	1 部	
1 0	工事書類電子データ	1 部	
1 1	建築物等の利用に関する説明書	1 部	

2. 2. 1 5 関係業者と仮設設備 (a) 別途発注の各工事の関係者は、工程、構造及び仕上げ等について、常に協議し、工事の進捗に遺漏のないようにしなければならない。
(b) 受注者は、前項の工事のため設置した足場、栈橋、仮設搬出入口及び仮設道路等を別途発注工事の他の業者に、無償で使用する。

2. 2. 1 6 材料検査等 検査又は試験に合格した搬入材料は、場内の適正な場所に整頓して保管し、不合格となった材料は、直ちに場外に搬出し、速やかに代品を納入して工事の進捗に支障のないようにしなければならない。

2. 2. 1 7 支給材料 支給材料の引き渡しを受ける場合は、監督員の立会いのうえ検収し、検収後は、その保管を適切に行わなければならない。

2. 2. 1 8 再生骨材 再生骨材を使用する場合は、神奈川県「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」（神奈川県県土整備局）を準用する。

2. 2. 1 9 後片付け 工事完了に際しては、建物の内外の後片付け及び清掃は、特に入念に行う。

2. 2. 2 0 完成時の整地等 (a) 工事建物の周囲、作業場跡、仮設建物跡等の工事のために使用した場所は、完成工期内に凸凹を整地し、木片、コンクリート片、砂利、鉄片及びその他これらに類するものを撤去清掃し、水はけをとり、平滑に仕上げなければならない。
(b) 工事の施工のために敷地形態、既存建物その他の物件に何らかの手を加えた場合において原形に復するときは、着工前の姿に忠実に復旧しなければならない。

2. 2. 2 1 指示、承諾及び打合せ事項の記録 監督員の指示又は承諾事項及び監督員との打合せ事項について、文書に記録し、監督員の承諾を受けなければならない。

2. 2. 2 2 各種資料の提出 監督員は必要と認めた場合には、各種の報告等の資料を提出するよう受注者に指示する事ができる。

2. 2. 2 3 官公署等の手続き 工事に伴う官公署等に対する手続は、すべて受注者が行い、その費用は、受注者の負担とする。

2. 2. 24 各種技能士 資格を有する各種技能士の採用を極力心掛け、各工事の施工及び出来形の向上を図ること。
2. 2. 25 建設機械 工事に使用する建設機械は、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型とする。
2. 2. 26 創意工夫等 (a) 工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する事項又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。
(b) 上記については、施工計画書または工事打合せ簿等により事前に協議されたものについて評価できることとする。
2. 2. 27 室内空気汚染対策 (a) ホルムアルデヒド及び揮発性有機物質等有害物質の室内濃度に関して厚生労働省が定めた指針値以下とすること。
(b) 建物内部に使用する材料及び副資材のうちJIS又はJAS等にホルムアルデヒド放散量の規定のあるものは、F☆☆☆☆を使用し、かつ揮発性有機物質の放散量の極力少ないものを使用すること。

3節 仮設工事

2. 3. 1 ベンチマーク (a) 監督員の指示に従い敷地を調査し、ベンチマークを設けなければならない。
(b) 前項のベンチマークの設置箇所及び数等は建物規模により監督員の指示を受けなければならない。
2. 3. 2 仮囲い・足場その他 (a) 工事期間中は、監督員が指示する範囲に仮囲いを設けなければならない。
(b) 前項の仮囲いの構造及び高さ等については、設計図書による。
(c) 工事着手前に、仮設計画書を提出する。
2. 3. 3 機械設備等 工事に使用する機械、器具、仮設用水設備及び仮設電気設備は、特記のない限り、敷地内外の設備を含めてすべて受注者の負担とする。なお、竣工までに必要とする光熱水費は、原則受注者の負担とする。ただし、特に定めがある場合はこれに従う。

4節 土工事

2. 4. 1 地業 (a) 直接基礎、耐圧版及び布基礎下で特記のない場合は、砕石による砂利地業とする。
杭地業による基礎下及び地中梁下で、砂利地業とあるものについては、砕石の敷込みとすることができる。
(b) 小規模な地業部分は、監督員の承諾を得て手だこで突き固めることができる。
(c) 地盤の状況により工法等が不適當と思われるときは、すみやかに報告し、監督員の指示又は承諾を得て他の工法によることができる。

2. 4. 2 再生砕石の
取 扱 い

設計図書に定められた以外に再生砕石の活用を行う場合は監督員と協議する。

5節 杭地業工事

2. 5. 1 一般事項

「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」(平成28年国土交通省告示第468号)及び「基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン」(平成28年国土交通省住宅局建築指導課通知第4239号)等に基づき施工すること。また、すべての杭の施工に際し、杭長、杭の位置、支持地盤の確認、根固め液の注入等の主要工程について、下請負人による単独施工がないよう、受注者等が立会うこと。

2. 5. 2 報告書等

すべての杭について、「支持地盤の確認状況」、「根固め液及び杭周固定液の注入量」など確認できる施工記録、工事写真を提出すること。

6節 鉄筋コンクリート工事

2. 6. 1 セメント

セメントは、JIS R 5210に規定する普通ポルトランドセメントとする。ただし、工期その他の都合により監督員が必要と認める場合は、早強ポルトランドセメントを使用することができる。

2. 6. 2 強 度

特記のない限り構造体コンクリートの設計基準強度は、 21 N/mm^2 とし、非構造体コンクリートの設計基準強度は、 18 N/mm^2 とする。

2. 6. 3 配合計画及び打設計画等

(a) コンクリート工事に先立ち、コンクリートの配合計画書を提出し承諾を受けなければならない。なお、日本建築学会建築工事標準仕様書(JASS5)に基づく構造体強度補正值の適用期間等については、その根拠となる資料を添付すること。

(b) コンクリート打設前に「コンクリート打設計画及び実施表」を受注者が提出し、市は承諾後返却する。受注者は、コンクリート打設後は速やかに実施結果を追記し、提出しなければならない。

2. 6. 4 コンクリート強度試験

構造体コンクリート強度の推定試験は、第三者公的検査機関又はそれに準ずる機関のうち監督員の認めた機関によらなければならない。

2. 6. 5 打継ぎ箇所の処 理

コンクリートの外部に面する水平打継ぎ部分は、雨水の浸入を防ぐため外勾配としなければならない。

2. 6. 6
型枠仕様等

- (a) 型枠に使用するせき板は、原則として複合合板を使用するものとする。なお、コンクリートの表面仕上げの種別を考慮しつつ、型枠の転用に努めること。
- (b) 型枠を外した後、コンクリート面に目違い、豆板、気泡等のあるときは、専門職により補修を行い、監督員の検査を受けた後、仕上げ工程に進まなければならない。

2. 6. 7
ス ラ ン プ

施工場所によるスランプは、次の表のとおりとする。ただし、施工上困難な場合は、監督員の承諾を得て変更することができる。

	施工場所	スランプ[c m]
構造部分	基礎・地中梁	1 5
	軸組（柱・梁・壁・スラブ）	1 8
非構造部分	均しコンクリート	1 5
	その他	1 8

2. 6. 8
鉄 筋

鉄筋は、JIS G 3112に規定する熱間圧延異形棒鋼SD 2 9 5、又はSD 3 4 5とする。ただし、使用区別は、設計図書によるものとする。

2. 6. 9
継 手

- (a) 鉄筋継手は、径19mm以上はガス圧接とする。ただし、特記のある場合は、この限りでない。またガス圧接が不可能な場合は、監督員の承諾を得て重ね継手とすることができる。
- (b) ガス圧接部の抜取試験は、第三者公的検査機関又はそれに準ずる機関のうち監督員の認めた機関によらなければならない。

2. 6. 10
少 量 の
コンクリート
の 取 扱 い

小規模な量のコンクリートを使用する場合で、構造上重要でないと認められるときは監督員の承諾を得て、JIS表示認証工場の製品を使用しないことができ、強度試験を省くことができる。

7 節 鉄骨工事

2. 7. 1
規格及び材質

- 鋼材、溶接棒の規格及び材質は、次のとおりとする。
- (1) 鋼材 鋼材の材質は、特記のない限りJIS G 3101に規定するS S 4 0 0の規格品とする。
- (2) 溶接棒 被覆アーク溶接棒は、JIS Z 3211に規定する軟鋼用被覆アーク溶接棒とし、溶接条件に適したものを監督員の承諾を得て使用しなければならない。

2. 7. 2
工作図及び
現 寸 図

- (a) 設計図書に基づき工作図を作成し、監督員の承諾を受けなければならない。
- (b) 監督員の指示がある場合は、原寸図（型板及び定規を含む。）を作成しなくてはならない。

2. 7. 3 さび止め塗料は、特記のない限りJIS K 5674鉛・クロムフリーさび止めペイントとする。
さ び 止 め
塗 料 塗 り

8節 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事

2. 8. 1 コンクリートブロック造りのブロック内配筋は、特記のない限り縦及び横筋はD 1 0 ピ
配 筋 ッチ4 0 0 mmとし、開口部周囲、出隅、入隅及び交差部はD 1 3 とする。

2. 8. 2 P S等のコンクリートブロック積の場合、主筋は上下端を構造体（梁・スラブ等）に定
P S 等 の 着させ、継手は設けないこと。やむを得ず継手を設ける場合は、1 0 d以上のアーク溶接
コンクリート とすること。
ブロック積み

9節 防水工事

2. 9. 1 防水下地の均しモルタル又はコンクリート打ち同時金ゴテ仕上面は水勾配をよくし、平
下 地 滑に仕上げ、監督員の検査を受け、合格した後に次の工程に進まなければならない。

2. 9. 2 アスファルト防水は、特記のない限り屋外については営繕建築仕様表9. 2. 3のA－2
アスファルト とし、屋内（便所等を含む）については、表9. 2. 9のE－1とし、非歩行用その他の部
防 水 分は特記による。

2. 9. 3 シート防水は、合成高分子系ルーフィングシートを使用し、厚さは、設計図書に記載の
シート防水の 厚みとする。
仕 様

2. 9. 4 (a) 防水工事を行った場合、防水施工下請業者、防水材メーカーと連署した保証書を提
保証書の提出 出しなければならない。
(b) 前項の保証書期間は、アスファルト防水、シート防水及び塗膜防水は1 0年間、モ
ルタル防水及びシーリング材は5年間とする。
ただし、上記以外の工法や、仕様等により上記保証期間とすることができない場合
は、監督員と協議すること。

2. 9. 5 モルタル防水は、セメント系防水剤を使用する。
モルタル防水

10節 タイル及び石工事

2. 10. 1 タイル、天然石及びテラゾーは見本品を提出し、監督員の承諾を受けなければならない。
見本品の提出

11節 木工事

2.11.1 含水率 使用木材の現場搬入時における含水率は、営繕建築仕様表12.2.1のA種とする。

2.11.2 躯体との取付方法 コンクリートに接する出入口のわく等のコンクリート躯体との取り付けは、接着剤とわく付金具等との併用工法とする。

12節 屋根及びとい工事、金属工事

2.12.1 ルーフドレイン 特記のない限りルーフドレインは、鋳鉄製とする。

2.12.2 堅とい 特記のない限り硬質塩化ビニル管（VP）とする。

2.12.3 金属製目地 下張りのない目透し張りボード仕上げのときは、野縁と直角方向の目透し部分の目地底を金属製としなければならない。

2.12.4 ノンスリップ 材質は、特記のない限りステンレス製とする。

2.12.5 カーテンレール カーテンレールの両そでのかかりは、監督員の指示のない限り50mmとする。

2.12.6 丸環 屋上の丸環の取付方法は、コンクリート打設前に構造体鉄筋に緊結する。

2.12.7 取付け方法 (a) 諸金物の取付方法はコンクリート打込みとし、すべて構造体鉄筋にアーク溶接をする。また、PC板の場合は、あらかじめPC板に埋め込まれたアンカー金物にアーク溶接をしなければならない。
(b) ホールインアンカーを使用する場合は、監督員の承諾を受けなければならない。

2.12.8 見本品の提出 市販品の既製品金物は見本品を提出して監督員の承諾を受けなければならない。

13節 左官工事

2. 13. 1 モルタルの上塗り乾燥後、クラック、浮上り等が生じた場合は、速やかに監督員の指示に従って適切な処置を施さなければならない。
- モルタルの補修
2. 13. 2 原則として目地切りとする。ただし、モルタル塗りの上に表面仕上げをする場合は、特記のない限り目地切りは、省略することができる。
- 床モルタルの目地切り
2. 13. 3 モルタルは、現場で調合したものを使用し、下地は、十分に清掃し、接着剤又はクラック防止剤を塗布し、又はクラック防止剤が混入されたものを使用して入念に施工しなければならない。ただし、床モルタル及び床下地モルタルの調合に関して、施工数量が多い場合は、監督員と協議の上現場調合品以外を使用することができる。
- モルタルの調合等
2. 13. 4 壁モルタル塗り仕上げで1区画の面積が大きい場合の目地切りの位置は営繕建築仕様表11. 1. 1を準用する。
- 壁モルタルの目地切り
2. 13. 5 壁モルタル塗りの場合で下地が異質なものの境目には、メタルラス張りを行い、目地を設ける。
- 下地の種類が異なる場合の処 理
2. 13. 6 人造石の研ぎ出し及び洗い出しは、原則見本品を作成し、監督員の承諾を受けなければならない。
- 人 造 石 の研ぎ出し及び洗い出し
2. 13. 7 複層仕上塗材（外壁防水形含む）は、特記のない限り防水形複層塗材Eとする。
- 複層仕上塗材
2. 13. 8 (a) 防水形複層仕上塗材工事を行った場合、防水形複層塗材を施工した下請業者及び材料メーカーと連署した保証書を提出しなければならない。
(b) 前項の保証期間は5年間とする。
- 防 水 形複層仕上塗材の保証書の提出
2. 13. 9 (a) 監督員の指示がある場合、仕上塗材の施工前に、監督員の指示した色彩で、各工程が確認できる見本塗板を提出しなければならない。
(b) 監督員の指示がある場合、監督員の立会いのもと現場にて試験吹きを行い色彩及び塗布量の確認を受けなければならない。
- 仕上塗材の見本板試験吹き

14節 建具工事

2. 14. 1 設計図書に記入された部材寸法は、仕上がり寸法とする。
寸法の決め方
2. 14. 2 建具金物は、見本品を提出し、監督員の承諾を受けなければならない。
見本品の提出
2. 14. 3 建具の錠は、設計図書に特に記載のない限り、マスターキーを使用できるようにしなければならない。
マスターキー
2. 14. 4 (a) 防火（防煙）シャッターの煙感知器との連動工事は、自閉装置取付け、結線及び調整
工 事 区 分 までを建築工事とする。
(b) 防火戸の自閉装置の取付用下地補強は、建築工事とする。
2. 14. 5 網戸の網は、特記のない限りステンレス製防虫網とする。
網 戸

15節 ガラス工事

2. 15. 1 ガラスは、監督員の指示がある場合、材種により見本品を提出し、承諾を受けなければならない。
見本品の提出
2. 15. 2 (a) アルミニウム製建具のガラス止め材は特記のない限りシリコン系シーリングによるものとする。
ガラス止め材 (b) アルミニウム製建具以外のガラス止め材については特記のない限り監督員の指示による。
2. 15. 3 (a) 窓ガラスに貼る飛散防止フィルムは、ポリエステルフィルムの素材とし、JIS A 5759
飛 散 防 止 の4第2種に規定する性能を有するものとし、材厚50 μ 以上とする。
フ ィ ル ム (b) 貼り付け後の性能については、JIS A 5759の5・6に規定するガラス飛散防止性能をA法で満足し、かつB法のD1ランクを有すること。
(c) フィルムは、建築基準法第2条第9号に定める不燃材料とする。
(d) 外貼りについては、フィルムにも紫外線吸収処理を施したものを使用すること。

16節 塗装工事

2.16.1 色彩及び仕上げ程度は、色見本及び現場試験塗り等によって監督員の検査及び承諾を受けて決定するものとする。
見本塗りの提出及び検査

2.16.2 設計図書記載の塗装符号の種別等は、次の表のとおりとする。
符号及び種別

略 号	塗 装 種 別	規 格
SOP	合成樹脂調合ペイント塗り	JIS K
CL	クリヤラッカー塗り	〃
NAD	アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り	〃
DP	耐候性塗料塗り	JIS K 又は JASS 18
EP-G	つや有合成樹脂エマルションペイント塗り	JIS K
EP	合成樹脂エマルションペイント塗り	〃
EP-T	合成樹脂エマルション模様塗料塗り	〃
UC	ウレタン樹脂ワニス塗り	JASS 18
LE	ラッカーエナメル塗り	JIS K
OS	オイルステイン塗り	
WP	木材保護塗料塗り	JASS 18
OSCL	オイルステインクリヤラッカー塗り	〃

2.16.3 仕上げ程度のうち木材の樹孔及びモルタル面の気泡については、最終仕上げ面に樹孔又は気泡が残溜しないように素地ごしらえ及び仕上げ塗装を施工するように留意しなければならない。
素地ごしらえ等の下地の種類による留意点

2.16.4 鉄面の塗替え時の下地調整についての種別・工法・工具は、次表のとおりとする。
鉄面塗装時の下地調整

種別	旧塗膜の状態	除去の程度	工法・工具
1種	特に腐食が著しい。	塗膜及び錆等を全面除去する。	ショット又はグリッド工法。
			サンドブラスト工法
RA2種	点錆が進行し、板状に近い状態や、こぶ状錆となっている。 発錆面積は30%以上。		ディスクサンダー及びスクレーパー等によりケレンを行い溶剤ぶきの後、研磨紙に

RB 3種A	点錆がかなり点在している。 発錆面積は15%をこえ30%未満。	劣化し脆弱な部分及び錆等を除去し活膜は残す。	て全面を平らに研磨する。
RB 3種B	点錆が少し点在している。発錆面積は5%をこえ15%以下。		
RB 3種C	点錆がほんの少し点在している。発錆面積は5%以下。		
RC 4種	発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が少し認められる。塗膜異常面積は5%以下。	汚れ・付着物・白亜化表面を除去する。	スクレーパー、ワイヤーブラシ等で除去を行い、溶剤ぶきの後、研磨紙にて全面を平らに研磨する。

- 備考 1 ショット工法 鋼鉄の丸粒による吹付作業（コンプレッサー 30 hPa以上使用）
2 グリット工法 鋼鉄の角粒による吹付作業（コンプレッサー 30 hPa以上使用）
3 サンドブラスト工法 砂の吹付作業

2. 16. 5 下 地 処 理

下地調整の基本的な処理方法は、次の表のとおりとする。

旧塗膜の状態	下地調整の基本的処理方法
塗膜のはがれ	完全に除去
塗膜の粉化、脆化	完全に除去
塗膜のひび、われ、きれつ	完全に除去
塗膜のふくれ	完全に除去
発さび	完全に除去
変色、退色、つやの消失	死膜のみ除去

2. 16. 6 ホルムアルデヒド 揮 発 性 有機化合物

有機溶剤系塗料を使用する場合は、その使用量を最小限に抑え十分に養生期間を設ける等の配慮をすること。

17節 内装工事

2. 17. 1 フレキシブル ボ ー ド

フレキシブルボードは、JIS A 5430の規定に適合する製品とし、取付けは、ドリルでせん孔のうえビス止めする。

2. 17. 2 取付け方法

ビス止め、くぎ止めもしくは接着剤又はいずれかを併用するかは、事前に監督員と協議して決定しなければならない。

2. 1 7. 3 内装材は、市販の既製品、特注品、ともに見本品を提出し、監督員の承諾を受けて使用
見本品の提出 しなければならない。

2. 1 7. 4 ビニル床シートの継目は、熱溶接とする。
ビニル床シート

1 8 節 雑工事

2. 1 8. 1 特記のない限り室名札は、アクリル製（受金物は、ステンレス製とする。）とし、形態
室 名 札 は、両面型又は平面型とし、その使い分け及び取付場所は、監督員の指示による。

2. 1 8. 2 (a) 天井裏換気パイプは、特記のない限り外径φ 5 4 mmとし、外部に面するパイプは
換気パイプ エルボ型防虫網付きとし、他は直型とし、取付けは、図示による。
(b) 公営住宅の壁面（窓上）換気パイプは、外径φ 1 0 0 mmとし、室内面は、回転式
ガラリ付きとする。

(c) 天井内の貫通部分は、スリーブを清掃することにより、パイプを用いないことがで
きる。

3章 電気設備

1節 総 則

3. 1. 1 適用 本章の規定は、本市が発注する電気設備工事に適用する。

3. 1. 2 一般仕様 本章に規定する以外の仕様は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（以下「営繕電気仕様」という。）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（以下「営繕電気改修仕様」という。）によるものとする。また、公共住宅建設工事については、公共住宅建設工事共通仕様書（以下「公住建築仕様」という。）によるものとする。

3. 1. 3 仕様書 特殊な設備で別に仕様書を定めたときは、その仕様を優先する。

3. 1. 4 優先順位 仕様書及び関係図書等の優先順位は、特に定めのない限り次表のとおりとする。ただし、公共住宅建設工事については1、2、4、3の順序とする。

順位	仕 様 等
1	設計図、条件明示書等、質問回答書、設計図書補足事項
2	平塚市建物工事仕様書
3	営繕電気仕様、営繕電気改修仕様
4	公住建築仕様及び同解説

2節 一般共通事項

3. 2. 1 一般事項 (a) 次の各号に定める以外の事項については、2. 2 一般共通事項の定めるところによる。
(b) 敷地境界の確認並びに電柱、キュービクル及びハンドホールの位置及びG. L. との関係を決める場合は、原則として監督員の立会いのうえ行わなければならない。
(c) 別途発注の建築工事受注者が工事のために設置した足場、栈橋、仮設搬出入口、仮設道路等は、2. 2. 1 5 (b) の規定により無償で利用できる。
(d) 竣工までに必要とする光熱水費は、原則受注者の負担とする。ただし、特に定めがある場合はこれに従う。

3. 2. 2

提出書類

(a) 工事完成後の提出書類等の書式及び内容は、次表の定めるところによる。

ただし、監督員の指示がある場合はこの限りでない。

No.	提出書類等名称	提出数	摘 要
1	竣工図書	1 部	
2	竣工図	3 部	原図（原寸）版×1部、縮小版×2部 施工図・総合図は縮小版に含める。 1章11節 竣工図作成要領による。
3	図面データ	2 部	図面データの1部は竣工図書に綴る。 1章12節 図面データ作成要領による。
4	工事書類電子データ（工事写真他）	3 部	工事書類電子データの1部は竣工図書に綴る。
5	建築物等の利用に関する説明書	2 部	説明書の1部は竣工図書に綴る。
6	予備品	1 式	機器予備品及びハンドホール手カギ（2本） その他監督員が指示するもの。

(b) 竣工図書に綴じ込む内容は、次表の定めるところによる。

ただし、監督員の指示がある場合はこの限りでない。

No.	提出書類等名称	提出数	摘 要
1	引き渡し授受書	2 部	1 部返却。
2	鍵リスト	1 部	鍵は名称プレートを付け引渡しのこと。
3	各機器保証書	1 部	保証期間1年以下は不要。
4	保守管理注意書	1 部	緊急連絡先リスト含む。
5	各機器取扱い説明書	1 部	
6	各種試験成績表	1 部	(写)、官公署等申請書含む。
7	各機器予備品リスト	1 部	
8	各機器完成図	1 部	
9	図面データ	1 部	
10	工事書類電子データ	1 部	
11	建築物等の利用に関する説明書	1 部	

3. 2. 3

仮設工事

(a) 次の各号に定める事項以外の事項については、2. 3 仮設工事の定めるところによる。

(b) 監督員事務所は、設計図書で指示のあったときには設けなければならない。

(c) この工事に使用する機械器具は、設計図書で指示のない限り、すべて受注者の負担とする。

(d) 建築工事受注者の仮設または市の施設を使用する場合において、電気工事受注者が使用する場所まで仮設を延長するときの費用は、すべて電気工事受注者の負担とする。

3. 2. 4 建築工事は、2章 建築に、原則として定めるところによる。
建 築 工 事

3. 2. 5 機械設備工事は、4章 機械設備に、原則として定めるところによる。
機械設備工事

3節 施工共通事項

3. 3. 1 盤類は特に指定のない限りJIS及び日本電機工業会規格製品とする。
盤類の仕様

3. 3. 2 ダブル配筋に配管する場合は、原則としてダブル筋内部に敷設するものとする。
打込配管の敷設

3. 3. 3 配管で屋外管端口には、エントランスキャップ等を取り付けなければならない。
屋外管端口
の 処 理

3. 3. 4 管、付属品及び管支持物のめっき又は塗装のはがれた箇所には、さび止め塗装をする。
配管の保護

3. 3. 5 プレートは、監督員の指示する場合を除き角型とする。また、材質は金属製とする。た
プレート仕様 だし、木造建築のプレートは、樹脂製とする。

3. 3. 6 (a) 地中埋設部には、埋設シート及び埋設標を設置しなければならない。
埋 設 表 示 (b) 地中埋設標について、舗装部は鉄製（国土交通省仕様品）とし未舗装部は樹脂製と
する。

4節 動力警報工事

3. 4. 1 電動機接続箇所等の振動を伴う部分の配管は、原則としてビニル被覆二種金属製可とう
振動を伴う 電線管を使用しなければならない。
機器の接続

3. 4. 2 (a) 電極棒は、保守管理が容易なように取付け位置等を考慮するものとする。
電 極 棒 (b) 電極保持器は、原則として引掛型を使用しなければならない。
(c) 複数の電極を使用した場合、各々に用途を明記しなければならない。

5節 電灯コンセント工事

3. 5. 1 (a) 分電盤及び器具の取付け位置は、原則として次に定めるところによるほか、監督員

取付け位置

の指示による。

(b) 分電盤は、盤の中心が床上1.5mの位置に取り付けるものとする。

(c) スイッチは、スイッチの中心が床上1.3mの位置に取り付けるものとする。

(d) コンセントは、コンセントの中心が床上30cmの位置に取り付けるものとする。

ただし、和室の場合は床上15cmの位置とする。原則として、回路番号を明記すること。

(e) 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例が適用されるものは整備ガイドブックに基づいて取り付けるものとする。

6節 電話工事

3.6.1

引込口の処理

電話線架空引込みの場合は、引込口の電線管突出し部分にエントランスキャップを取り付けなければならない。

3.6.2

取付け位置

壁付けアウトレットは、原則として中心が床上30cmの位置に取り付けるものとする。ただし、和室の場合は、床上15cmの位置とする。

7節 インターホン工事

3.7.1

取付け位置

インターホンは、原則としてインターホンの中心が床上1.3mの位置に取り付けるものとする。

8節 テレビ工事

3.8.1

取付け位置

テレビ用アウトレットは、原則として中心が床上30cmの位置に取り付けるものとする。ただし、和室の場合は、床上15cmの位置とする。

9節 放送工事

3.9.1

端子と 電線の接続

電線を端子に接続する場合は、原則として負荷側を右側とする。

3.9.2

取付け位置

壁音量調整器は、原則として音量調整器の中心が床上1.3mの位置に取り付けるものとする。

10節 自動火災報知設備工事

3.10.1

受信機の連動 確認

既存施設の受信機を更新、改修する際、機械警備と連動している場合は、施工後に連動確認を行い、結果を諸試験結果報告書にて報告すること。

4章 機械設備

1節 総 則

4. 1. 1 本章の規定は、本市が発注する機械設備工事に適用する。

適 用

4. 1. 2 本章に規定する仕様以外の仕様は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（以下「営繕機械仕様」という。）及び、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（以下「営繕機械改修仕様」という。）によるものとする。また、公共住宅建設工事については、公共住宅建設工事共通仕様書（以下「公住建築仕様」という。）によるものとする。

4. 1. 3 特殊な設備で別に仕様書を定めたときは、その仕様を優先する。

仕 様 書

4. 1. 4 仕様書及び関係図書等の優先順位は、特に定めのない限り次表のとおりとする。ただし、公共住宅建設工事については1、2、4、3の順序とする。

順位	仕 様 等
1	設計図、条件明示書等、質問回答書、設計図書補足事項
2	平塚市建物工事仕様書
3	営繕機械仕様、営繕機械改修仕様
4	公住建築仕様及び同解説

2節 一般共通事項

4. 2. 1 (a) 次の各号に定める以外の事項については、2. 2 一般共通事項に定めるところによる。

一 般 事 項

(b) 敷地境界の確認並びに屎浄化槽、排水処理装置等の位置及びG. L. との関係を決
定する場合は、監督員の立会いのうえ行わなければならない。

(c) 別途発注の建築工事受注者が工事のために設置した足場、栈橋、仮設搬出入口、仮
設道路等は、2. 2. 15 (b) の規定により無償で使用できる。

(d) 竣工までに必要とする光熱水費は、原則受注者の負担とする。ただし、特に定めが
ある場合はこれに従う。

4. 2. 2 (a) 工事完成後の提出書類等の書式及び内容は、次表の定めるところによる。

提 出 書 類

ただし、監督員の指示がある場合はこの限りでない。

No.	提出書類等名称	提出数	摘 要
1	竣工図書	1 部	
2	竣工図	3 部	原図（原寸）版×1 部、縮小版×2 部 施工図・総合図は縮小版に含める。 1 章 1 1 節 竣工図作成要領による。
3	図面データ	2 部	図面データの 1 部は竣工図書に綴る。 1 章 1 2 節 図面データ作成要領による。
4	工事書類電子データ（工事写真他）	3 部	工事書類電子データの 1 部は竣工図書に綴る。
5	建築物等の利用に関する説明書	2 部	説明書の 1 部は竣工図書に綴る。
6	予備品	1 式	監督員との協議による。 （例）工具箱、マンホール手鍵（2 本）、セットドライバー（1 組）、ウォーターポンププライヤー（1 本）、モンキースパナ（1 本）、掃除口工具（2 個）、機器予備品含む。

（b）竣工図書に綴じ込む内容は、次表の定めるところによる。

ただし、監督員の指示がある場合はこの限りでない。

No.	提出書類等名称	提出数	摘 要
1	引き渡し授受書	2 部	1 部返却。
2	鍵リスト	1 部	鍵は名称プレートを付け引渡しのこと。
3	各機器保証書	1 部	保証期間 1 年以下は不要。
4	保守管理注意書	1 部	緊急連絡先リスト含む。
5	各機器取扱い説明書	1 部	
6	各種試験成績表	1 部	（写）、官公署等申請書含む。
7	各機器予備品リスト	1 部	専用工具含む。
8	各機器完成図	1 部	
9	図面データ	1 部	
1 0	工事書類電子データ	1 部	
1 1	建築物等の利用に関する説明書	1 部	
1 2	冷媒漏洩点検・整備記録簿	1 部	

4. 2. 3 仮 設 工 事

（a）次の各号に定める事項以外の事項については、2. 3 仮設工事の定めるところによる。

（b）監督員事務所は、設計図書で指示のあったときには設けなければならない。

（c）この工事に使用する機械器具は、設計図書で指示のない限り、すべて受注者の負担とする。

（d）建築工事受注者の仮設または市の施設を使用する場合において、機械工事受注者が使用する場所まで仮設を延長するときの費用は、すべて機械工事受注者の負担とする。

4. 2. 4 建築工事は、2章 建築に、原則として定めるところによる。ただし、コンクリートの
建築工事 施工場所区分は2. 6. 7スランプのとおりとする。

4. 2. 5 電気設備工事は、3章 電気設備に、原則として定めるところによる。
電気設備工事

3節 施工共通事項

4. 3. 1 保 温 (a) 給水管及び冷温水管の保温材は、ポリスチレンフォーム保温材を使用する。
(b) 給湯管の保温材は、グラスウール保温材を使用する。
(c) 排水管の保温の種別は、給湯管に準ずるものとする。ただし、暗渠内及び屋外露出配管については不要とする。
(d) 屋外露出の消火管の保温の種別は、給水管に準ずるものとする。
(e) 屋内露出及び屋外露出の冷媒管の外装仕上げの種別は、給水管に準ずるものとする。
(f) 換気用ダクトの保温材は、グラスウール保温材を使用する。
(g) 火を使用する設備又は器具の近くに設置される排気フードに接続する隠ぺい箇所のダクトの保温の種別は、排気筒（ロックウール保温材）に準ずるものとする。
(h) 屋内露出配管に使用する外装材は、合成樹脂製カバー2とする。
(i) 防火区画貫通部や特記事項による指示等がある場合は(a)～(h)の限りでない。
4. 3. 2 表 示 (a) 露出管及びパイプシャフト内配管は、判別出来るように種別及び方向を表示しなければならない。また、バルブ類についてもその種別、状態等をプレート等により表示すること。
(b) 給水管、消火管及びガス管の主管が屋外埋設となる場合は、埋設標及び埋設テープを設置しなければならない。
(c) 地中埋設標について舗装部は鉄製（国土交通省仕様品）とし、未舗装部は樹脂製（70角×450L）とする。
4. 3. 3 穴 埋 め 配管等が防火区画を貫通するときは、そのすきまを不燃材料にて十分埋めなければならない。
4. 3. 4 試 験 (a) 水圧及び気密の配管試験は、原則として実施するが、監督員の指示に従い省略することが出来る。
(b) 前項の試験を実施する場合は、部分配管及び一括配管試験とし、原則として監督員の立会い及び確認を受けなければならない。
(c) 機器を撤去する際には、事前に連動する機器を含めた動作確認を行い、結果を書面にて報告すること。

4節 給水工事

4. 4. 1 給水配管の主配管には、適当な箇所にフランジ継手を挿入し、取外しを容易にする。なお、呼び径25以下の見え掛り配管には、コニカル型ユニオン継手を使用してもよい。
- 管の接続
4. 4. 2 監督員の指示する工事においては、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者による水質検査をうけ、結果を書面にて報告すること。
- 水質試験
4. 4. 3 配管途中、隠ぺい前、埋戻し前及び配管完了後の被覆施工前に行う水圧試験は、時計を用いて経過が判別できるように記録すること。
- 水圧試験
4. 4. 4 仕切弁15A～50Aについては、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）VC-P、仕切弁65A～100Aについては、平塚市標準構造図（機械設備工事）に基づき設置するものとする。
- 弁 枳

5節 排水通気工事

4. 5. 1 排水設備工事の取扱いは、平塚市排水設備工事取扱要領に定めるものとする。
- 一般事項
4. 5. 2 屋外排水管を布設するときは、鏡を用い、たるみ、曲がり、継手ずれ等がないように十分注意をして施工しなければならない。また、監督員の指示がある場合は、埋戻し土は山砂等との入れ替えを行う。なお、床付部は、十分水締め及び突き固めをし、管の沈下等が起こらないようにする。
- 敷設等
4. 5. 3 排水ますの設置に当たっては、平塚市標準構造図（機械設備工事）に基づき設置をしなければならない。
- ますの設置
4. 5. 4 各ます間の距離は、ますの中心から計り、接続管径の120倍以下とする。
- ますの間隔
4. 5. 5 塩ビます以外のます内のインバートは、接続管の間において20mm以上の勾配を有するもので、表面は汚物残留等がないように金ごてをもって滑らかに仕上げなければならない。なおインバート内でのたるみがないように十分確認するものとする。
- ますのインバート
4. 5. 6 配管途中、隠ぺい前、埋戻し前及び配管終了後の被覆施工前に行う試験は、時計を用いて、経過が判別できるように記録すること。
- 試験

6節 屋内消火栓工事

4. 6. 1 呼水槽、流量計測装置、フート弁、連成計、フレキシブル継手等は、消防法、その他関係法規に適合する機種を使用しなければならない。

4. 6. 2 屋内消火栓箱は、国土交通省型消火栓箱（消火栓弁、ホース及びホース掛けを含む。）とする。

4. 6. 3 消防検査を受けるときは、申請者である消防設備士が立ち会わなければならない。
立会い検査

7節 プロパンガス工事

4. 7. 1 配管は、4. 4 給水工事の定めるところによる。ただし、横引管は、必要に応じ水抜きプラグを取り付けるものとする。
配管の接合

4. 7. 2 (a) 配管途中、隠ぺい、埋戻し前又は配管完了後の塗装施工前に行う気密試験は、自記
試 験 圧力計を用い、時間の経過が判別できるようにすること。
(b) 着火試験は、工事完成前に行わなければならない。

8節 衛生器具工事

4. 8. 1 器具の取付けに際しては、施工図等に明記するとともに他工事との取り合い上の協議事項を速やかに文書により監督員に報告し、確認を受けて施工しなければならない。
器具の取付け

4. 8. 2 配管との接続部の見え掛り部分は、シーリングプレートが壁面等と同一となるように施工するものとする。
配管との接続

4. 8. 3 器具の破損及び汚損に気を配るだけでなく、床・壁等の内装の保護等、他工事に対する養生にも十分配慮しなければならない。
養 生

9節 空気調和機工事

4. 9. 1 (a) 冷媒管の接続は、機器接続部を除き銅管溶接（ろう付け）とすること。
配管の接続 (b) 銅管溶接作業における酸化防止措置は窒素ブローとし、酸化防止剤は使用しないものとする。
(c) 冷媒用断熱材の接合部は接着剤を使用して、保温材の一体化を図るものとする。

4. 9. 2 機器の据付けに際しては、離隔を要する既設器具の位置を施工図等に明記するとともに、他工事との取り合い上の協議事項を速やかに監督員に報告し、確認を受けて施工すること。
機器の据付け

4. 9. 3 資 格 銅管溶接作業、電源及び制御配線作業並びにフロン類の充填・回収等においては当該作業に適合した資格を有していることを監督員に報告し、確認を受けて施工しなければならない。
4. 9. 4 提 出 書 類 (a) 空調機の架台は、仕様書と耐震計算書を併せて監督員に提出し、承諾を得たものを使用すること。
(b) 全部又は一部を解体する建設工事においては、撤去の対象となる第一種特定製品の有無について確認を行うとともに、監督員に対し、当該確認の結果について、主務省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。
(c) フロン回収はフロン回収行程管理票を用いて適正に処分のうえ、回収証明書を監督員に提出すること。
(d) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき必要となる、各製造番号に対応した冷媒漏えい点検・整備記録簿等を作成すること。
4. 9. 5 試 験 (a) 気密試験は監督員により承認を受けた機器のメーカー施工要領に基づき実施するものとし、その試験条件を監督員に報告すること。
(b) 真空引きは機械設備工事監理指針に基づき実施するものとする。
(c) ドレン通水試験は各機器にて実施し、雨水桝等の末端放流先にて確認した結果を報告すること。
(d) 電気工事を含む場合においては、絶縁試験、三相電源の場合は相回転試験等を適切に実施し、結果を監督員に報告すること。
(e) 再利用又は部分更新となる機器の取外し前には試運転を実施し、不具合等の有無を監督員に報告すること。

10節 換気設備工事

4. 10. 1 ダクトの施工 (a) 屋外へ向かう配管は雨水の室内流入を防ぐため、屋外側へ向かう勾配を設けること。
(b) ダクトは原則として直管とするが、施工状況により難しい場合は、監督員とフレキシダクト等の使用について協議することが出来る。
4. 10. 2 機器の取付け 機器の取付けに際しては、離隔を要する既設器具の位置を施工図等に明記するとともに、他工事との取り合い上の協議事項を速やかに監督員に報告し、確認を受けて施工すること。
4. 10. 3 試 験 (a) 機器・フェイス等器具の設置後、風量測定を行い、設計図書の基準を満たしていることを確認すること
(b) 再利用又は部分更新となる機器の取外し前には試運転を実施し、不具合等の有無を監督員に報告すること。

1 1 節 小荷物専用昇降機工事

4. 1 1. 1 三方枠及び出入口の戸 三方枠及び出し入れ口の戸は、厚さ 1. 5 mm 以上の JIS G 4305 によるヘアーライン仕上の SUS 3 0 4 とし、板のひずみおよび溶接によるひずみは、除去しなければならない。
4. 1 1. 2 敷 居 敷居は、厚さ 3. 0 mm 以上の JIS G 4305 による SUS 3 0 4 の縞鋼板とし、強固に床に固定しなければならない。
4. 1 1. 3 キースイッチ キースイッチは、1 階に取り付けなければならない。
4. 1 1. 4 か ご かが室の材料は、厚さ 1. 5 mm 以上の JIS G 4305 による SUS 3 0 4 とし、かご床は厚さ 3. 0 mm 以上の JIS G 4305 による SUS 3 0 4 の縞鋼板とし、板のひずみ及び溶接によるひずみは除去しなければならない。

1 2 節 避難器具工事

4. 1 2. 1 誘 導 表 示 避難器具の設置位置を知らせる旨の表示を所定の位置に取り付けなければならない。
4. 1 2. 2 試 験 工事完了後は、直ちに監督員立会いのうえ降下試験を行わなければならない。なお、消防検査については、4. 6. 3 に準ずる。

1 3 節 厨房器具工事

4. 1 3. 1 器具の据付け 各器具の据付けに際しては、所定の位置にがたつきのないように据付けなければならない。なお、調理実習器具の据付には、転倒防止対策を考慮しなければならない。

5章 地質調査

1節 総 則

5. 1. 1 適用 (a) 本章の規定は、本市が発注する地質調査業務委託に適用する。
(b) 前項の規定にかかわらず、本調査に直接関係のない事項については、適用しないものとする。ただし、関連のある事項については、それぞれの該当の規定を準用する。
5. 1. 2 疑義 設計図書との内容に相違がある場合、設計図書に明記されていない場合その他疑義を生じた場合は、監督員と協議し、軽微なものについては、監督員の指示に従わなければならない。
5. 1. 3 調査の変更 (a) 調査位置、試験深さ等の軽微な変更は、監督員の指示に従って行い、請負金額の増減は行わないものとする。
(b) 現場の状況により調査の遂行が不可能な場合、所定の工法では調査が不十分であると認められる場合及びその他調査の一部を打ち切る場合には、監督員の指示に従い調査の変更を行うものとする。
5. 1. 4 官公署等の手続き (a) 調査に伴う官公署等に対する手続は、速やかに行なわなければならない。
(b) 前項の手続に要する費用は、すべて受注者の負担とする。
5. 1. 5 調査場所の管理 (a) 調査場所の管理は、関係法規に従い遺漏のないように行なうとともに、作業員その他の者の出入りの監督、火災及び盗難等の事故防止についても十分な注意をしなければならない。
(b) 特記なき場合は、調査場所の周囲10m四方をガードフェンス（H1,800）により仮囲いをする事。
(c) 調査場所においては、常に清掃を行ない、諸材料は、前項の仮囲い内に常に整備しておかななければならない。
5. 1. 6 災害防止等 (a) 調査中は、関係法規に従い隣接建物、周辺の道路及びその他の工作物に損傷を生じないよう措置しなければならない。
(b) 調査中に隣接建物、周辺の道路及びその他の工作物に損傷を与えた場合は、受注者の負担をもって速やかに原形に復さなければならない。
(c) 調査に際しては安全を最優先とすること。特に教育施設内では児童・生徒に注意をはらうこと。また、施設内における関係車両の通行は最徐行とすること。
5. 1. 7 養生 調査中に損傷するおそれのある既設物件は、適当な方法によって養生しなければならない。

5. 1. 8 調査の着手前に工程表とともに仮設建物、調査用機械器具設備及び材料置場等について
工程表及び 調査計画書 調査計画書を作成し、監督員の承諾を受けなければならない。

5. 1. 9 あらかじめ監督員が指定した工程に達したときは、監督員の検査を受け、合格の承諾を
検 査 等 得た後で次の工程に進まなければならない。調査の途中であっても監督員がその時点まで
に完了した調査の内容の報告を求めることがある。

5. 1. 10 調査の進捗状況及び作業員の就業状況等を記載した報告書を監督員に提出しなければならない。
調査及び報告

5. 1. 11 調査中はもとより調査完了に際して、後片付け及び清掃は、特に入念に行なわなければならない。
後 片 付 け

5. 1. 12 調査は、報告書その他所定の提出物件が受理されたときをもって完了するものとする。
調査の完了

2節 一般共通事項

5. 2. 1 本節の規定は、土質の物理的及び力学的性質を知るために行うボーリング、ボーリング
適 用 孔内における諸試験、試験資料の採取及び土質試験等の調査を行う場合に適用する。

5. 2. 2 調査孔の位置については、図面及び監督員の指示に従うとともに深さについては、仕様
調 査 孔 の 位置及び深さ 書によるものとする。

5. 2. 3 調査孔の位置の高低の測量は、監督員の指示する基準点から行なわなければならない。
調 査 孔 の 高低の測量

5. 2. 4 調査の種別及び範囲は、次表のとおりとする。
調査の種別 及び 範囲

種別	標準貫入 試 験	乱さない 試料採取	土質一般 観 察	物 理 試 験	力 学 試 験	水 位 測 定	ボーアホール
A種	○	○	○	○	○	○	口径Φ85mm以上
B種	○		○			○	口径Φ65mm以上

備考 種別表示は、特記によるものとする。

5. 2. 5 ボーリング機械は、原則としてロータリー式を使用し、その他調査に使用する装置及び器具は、あらかじめ監督員の承諾を受けなければならない。

5. 2. 6 ボーリング孔壁が崩壊するおそれのある場合は、ケーシングパイプ、ベントナイト及び泥水等により適当に保護し、養生しなければならない。ただし、ケーシングパイプは、その底部が各試験装置から十分上にくるように止めなければならない。

3節 標準貫入試験

5. 3. 1 標準貫入試験は、JIS A 1219（土の標準貫入試験方法）により各層にわたって、かつ、1,000mm以内の間隔で行なわなければならない。ただし、層の変化が少ない地盤においては、監督員の承諾を得てその間隔を2,000mm以内までに広げることができる。

5. 3. 2 （a）試料の採取は、原則として層の異なるごとに行なうものとする。
（b）サンプラーで採取した試料により所定の試験を行なう場合は、試験を行なうのに十分な量の試料（管内で層の変化が認められるときは、層の数の試料）を含水量が変化しないように直ちに密閉し、試験所に送付しなければならない。
（c）前項の試料を送付する際は、土質概要、採取深さ、打撃数及び試料の長さ等を記録した書面を添付しなければならない。
（d）サンプラーで採取した試料のうち、代表的なものを各層ごとに整理して標本とする。

4節 乱さない試料の採取

5. 4. 1 試料の採取は、粘土層、シルト層及びこれらに準ずる層において、原則として層の異なるごとに行なうものとする。

5. 4. 2 乱さない試料の採取に使用するサンプラーは、シンウォール・サンプラーとし、公称直径75mm以上、面積比15%以下、内径比0.5%～15%、採取変形比95%以上のもので黄銅製のものとし、中心軸に湾曲がなく、乱した土の浸入を防ぎ、試料の圧縮や、引上げの時の落下をしないものとする。

5. 4. 3 （a）試料を採取しようとするときは、ボーリング孔底のスライムを適当な方法で入念に除去しなければならない。
（b）サンプラーは、定速度で途中停止することなくウインチ又は水圧器で乱されない地盤に圧入させ、ねじり、打込みその他地盤を乱すおそれのあることを行なってはならない。
（c）サンプラーの圧入深さは、有効長さの98%を超えてはならない。
（d）採取の試料は、両端をパラフィン等で封じ、振動及び衝撃を与えないように厳重に注意し、試験所に送付の上所定の試験を行なわなければならない。

5節 土質試験

5. 5. 1 土質物理試験の実施種類は、特記のない限り次表のとおりとする。

物 理 試 験

区分	試 験 名 称		測 定 値	試 料	備 考
物理的性質試験	一 般 観 察		色、臭み、組織 構造、粒度	標準貫入試験試 料又は乱された 試料	地下水位及びそ の変化について も行う
	密 度	JIS A 1202	土粒子密度	〃	JIS A 1201により 試料の調整を行 う。
	含 水 比	JIS A 1203	含水比	〃	〃
	粒 度	JIS A 1204	粒径加積曲線	〃	〃
	液性限界 ・塑性限界	JIS A 1205	液性限界 塑性限界 塑性指数	〃	〃
	単 位 容 積 重 量	地盤工学会 の方法	単位容積重量 間隙比	乱さない試料又 は標準貫入試験 試料	〃

備考1 試験実施試料個数は、特記による。

2 試験は、監督員の承諾する試験場で実施する。

5. 5. 2

力学試験

土質力学試験の実施種類は、特記のない限り次の表のとおりとする。

区分	試験名称		測定値	試料	備考
力学的性質試験	一般観察		色、臭み、組織構造、粒度	標準貫入試験試料又は乱された試料	地下水位及びその変化についても行う。
	一軸圧縮	JIS A 1216	圧縮弾性係数	乱さない試料	
			一軸圧縮強度		
			鋭敏比		
	三軸圧縮	地盤工学会の方法	破壊面角度	乱さない試料	
			圧縮破壊強度		
			内部摩擦角		
			粘着力		
	圧密	JIS A 1217	間隙比—荷重曲線	乱さない試料	
			圧縮指数		
			圧密係数		
			体積圧縮係数		
			透水係数		
			50%圧密時間		
			100%圧密時間		
			90%圧密時間		
	透水	JGS 1314	透水係数	透水係数	

備考 試験は、監督員の承諾する試験所で実施する。

6節 成果品

5. 6. 1 成果品は、特記のない限り次のとおりとする。
- 成 果 品 (1) 報告書 3部(黒表紙A4製本、表紙・背表紙に金文字で委託名を記載する。)
- (2) 土質標本 1組
5. 6. 2 報告書に記載及び添付しなければならない事項等は、次のとおりとする。
- 報 告 書 (1) 敷地の状況及び地盤調査位置(基準点及び調査位置を示し、その高低関係を記入すること。)
- (2) 標準貫入試験の打撃数(N値)及び土質柱状図
- (3) 土質試験の結果(5. 2. 4のA種による場合のみ記載のこと。)
- (4) 観察事項
- (5) 写真
- (6) 地層想定断面図、地盤の概要、計画建物の基礎に対する見解、水量及び水質に対する見解
- (7) 日誌
5. 6. 3 土質標本は、各地層を代表する試料の一部を試料びんに入れ、調査孔ごとに標本箱に整理すること。
- 土 質 標 本
5. 6. 4 提出物件に係る所有権はすべて本市に属するものとし、本市の承諾を受けないで使用、貸与及び公表してはならない。
- 所 有 権

6章 解体工事

1節 総 則

6. 1. 1 本章の規定は、本市が発注する解体工事に適用する。

適 用

6. 1. 2 本章に規定する以外の仕様は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築物解体工事共通仕様書（最新版）・同解説（以下「解体共通仕様書・同解説」という。）、によるものとする。

6. 1. 3 特殊な解体で別に仕様書を定めたときは、その仕様を優先する。

仕 様 書

6. 1. 4 仕様書及び関係図書等の優先順位は、特に定めのない限り次表のとおりとする。

優 先 順 位

順位	仕 様 等
1	設計図、条件明示書等、質問回答書、設計図書補足事項
2	平塚市建物工事仕様書
3	解体共通仕様書・同解説

6. 1. 5 一般事項
- (a) 「労働安全衛生法・同規則」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「騒音規制法」、「振動規制法」、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」及びその他関係法令を遵守して工事を行うこと。また、申請、届出等が必要な場合は、速やかに対応すること。
 - (b) 着工に先立ち、監督員の指示した範囲で挨拶回りをすること。
 - (c) 工事に伴う官公署等への手続きはすべて受注者が行い、それに関する費用は受注者の負担とする。
 - (d) 解体物にアスベスト又はPCBを含む場合は、各法令等に準拠することはもとより、綿密な施工計画を立て、また、格別の注意を払い工事に当ること。

2節 工 事

6. 2. 1 振動及び騒音等の防止
- (a) 監督員の指示がある場合、振動・騒音の計測機器を設置し、常時測定をすること。
 - (b) 粉塵やほこりの防止のため適宜散水を行うこと。
 - (c) 設計図書に明示する範囲・内容で、近隣家屋等の事前及び事後調査（写真撮影を含む）を行うこと。

6. 2. 2 安全の管理

- (a) 解体物の構造を確認し、解体中の崩壊事故等が発生しないように綿密な施工計画を立てること。
- (b) 強風により危険の予想されるときは作業を中止すること。必要に応じて仮囲い、及び、解体物に強風に対する養生を施すこと。
- (c) 災害、公害等が発生した場合は、速やかに適切な処理をとり、その経緯を監督員に報告すること。

6. 2. 3 現場の管理

- (a) 解体建物周囲に樹木が植栽してある場合は、あらかじめ養生を行うこと。損傷した場合は、受注者の責任で手当てをすること。
- (b) 盛土は、周囲地盤の高さまで行うこと。なお、圧密沈下を考慮すること。
- (c) 仮囲い、工事用ゲート、及び、養生の位置については、監督員の立会いを求め承諾を受けること。

6. 2. 4 産業廃棄物の 処 理

- (a) コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊及び路盤廃材（以下、「コンクリート塊等」という。）を処理する場合は、神奈川県「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」を準用する。
- (b) コンクリート塊等は、（a）の要領に指定されている指定登録工場に搬出すること。
- (c) コンクリート塊等は、最大辺を50cm以下とし、コンクリート塊等以外の不純物を含まないようにしたうえで搬出すること。
- (d) コンクリート塊等、木材及び鋼材はリサイクル処理とする。これら以外の廃材についても可能な限りリサイクル処理に努めること。
- (e) 処理費用のうち鋼材についてはスクラップ控除を行なう。
- (f) 着工に先立ち、予定発生材の種類、予定発生材ごとの予定量、運搬経路、運搬委託業者名（許可番号、現場責任者）及び処分委託業者（許可番号、現場責任者）を表又はフローチャートにまとめ提出すること。併せて運搬及び処理委託する業者の「産業廃棄物収集運搬業の許可証」（写）、「産業廃棄物処分業の許可証」（写）（アスベスト及びPCB等特別管理産業廃棄物を運搬・処分する場合は「特別産業廃棄物収集運搬業の許可証」（写）、「特別産業廃棄物処分業の許可証」（写））及びそれら業者と契約したことを示す「廃棄物処理委託契約書」（写）を提出すること。
- (g) 完了時においては、建設副産物情報交換システム（コブリス）内にて、入力データ（各計画書・各実施書）及び「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を印刷し、提出すること（マニフェスト伝票（A、B2、D、E票）は完成検査時に提示し、写しの添付は不要。）。なお、電子マニフェストを使用して確認する場合は、電子情報処理組織（JWNET）が検収・発行するCD-ROMデータまたは、「マニフェスト情報登録証明」付き帳票（受渡確認票）のPDFデータを提出すること。
- (h) 現場においては、法令等に基づき、再生資源利用（促進）計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げること。
- (i) 産業廃棄物の積み込み状況及び処分場への搬入状況の写真を撮影すること。
- (j) 蛍光灯器具は安定器にPCBが混入していないものであることを確認し、報告すること。またランプについては適正に処分すること。
- (k) イオン化式の火災報知器は適正に処分すること。

7章 テレビ電波障害調査

1節 総 則

7. 1. 1 本章の規定は、本市が発注する電波障害調査委託に適用する。
適 用

7. 1. 2 仕様書及び関係図書等の優先順位は、特に定めのない限り次表に掲げる順序のとおりとする。
優 先 順 位

順位	仕 様 等
1	設計図、条件明示書等、質問回答書、設計図書補足事項
2	平塚市建物工事仕様書
3	営繕電気仕様、営繕電気改修仕様
4	公住建築仕様及び同解説
5	(一社) 日本CATV技術協会の「建造物による受信障害調査要領（地上デジタル放送）」 ※測定は調査2による

2節 調査

7. 2. 1 測定点は、設計図面によるものとする。
共 通 事 項

7. 2. 2 測定波は、地上デジタル放送波18チャンネルから26チャンネル（20チャンネルを除く）までの8波とする。
測 定 波

7. 2. 3 宅内調査を行うときは、監督員の立会いを必要とする。
宅 内 調 査

7. 2. 4 路上調査を行うときは、原則として最初の測定点について監督員の立会いを必要としその他の測定点については測定状況を撮影すること。
路 上 調 査

7. 2. 5 調査時に立ち会った者の氏名は、文書に記録しておくものとする。
立 会 者

3節 報告書

7. 3. 1 報告書の大きさは、A4版とする。
報 告 書

7. 3. 2 調査終了後完成通知書と同時に事前調査報告書を2部提出しなければならない。

事前調査

7. 3. 3 事前調査報告書を市より支給するので、完成通知書と同時に支給した事前報告書と事後報告書を一括ファイルしたものを1部、および事後報告書を1部提出しなければならない。

事後調査

7. 3. 4 事前調査終了後、直ちに事前調査報告書を1部提出し、完成通知書と同時に事前事後報告書を一括ファイルし、又は製本して2部提出しなければならない。

事前事後

一括調査

附 則

- 1 平塚市建物工事仕様書は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 平塚市建物工事仕様書（昭和54年告示第30号）は、廃止する。
- 3 最新改訂 令和7年4月1日

